# 教 育 委 員 会 会 議 録

令和８年１０月１３日（火） 午後１時３０分　開会
午後２時１２分　閉会

１　議事日程
別紙のとおり

２　出席した委員等
纐纈知行教育長、野杁晃充委員、片山裕之委員、田村太一委員、高綱睦美委員

３　出席した職員
坂川智事務局長、細井徹次長兼管理部長、加納澄江教育部長、大谷健二教育改革監
渡部純次総合教育センター所長、長坂昌彦総務課長、亀洞光正財務施設課長
鈴木光晴教職員課長、清貴康福利課長、木全貴治あいちの学び推進課長
鶴見泰文高等学校教育課長、小川康夫義務教育課長、伊藤徹特別支援教育課長
伊與田賢保健体育課長、松本明博ＩＣＴ教育推進課長
井手史朗全国高校総体推進室長、川田敦行総務課担当課長
稲垣正博あいちの学び推進課担当課長、前田憲一高等学校教育課担当課長
平野大輔総務課課長補佐

４　前回会議録の承認
纐纈教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

５　教育長報告
纐纈教育長が各委員に諮り、報告事項（１）令和８年秋の叙勲候補者の内定について及び（２）令和８年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（１）　令和８年秋の叙勲候補者の内定について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

（２）　令和８年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

（３）　令和 10 年度愛知県立附属中学校入学者選抜実施日程について
鶴見高等学校教育課長が、令和 10 年度愛知県立附属中学校入学者選抜実施日程について報告。
纐纈教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

６　請願

請願第９号　2026 年９月８日、当日「豪雨」に関する、瑞陵高校・学校行事遂行等の対応について、適切な判断かどうかの検証、検討を求める請願

纐纈教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（高綱委員）

校外活動における安全対策や異常気象時の対応について、県教育委員会では、各学校にどのような通知等を発出しているのか。また、瑞陵高校が体育祭を実行したことについて、どのように考えているのか。

（伊與田保健体育課長）

県教育委員会では、令和８年５月の新たな防災気象情報の運用に先立ち、令和８年２月に「台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保についての一部改正について」を各県立学校へ通知している。通知では、気象台が発表する大雨、氾濫、土砂災害、高潮などの防災気象情報で、例えばレベル３警報の発令までは「平常授業」とし、レベル４危険警報が発表された際は、「校内待機、校外の避難場所への移動、保護者へ引き渡し等」、レベル５特別警報が発表された際は、「校内待機、校内の高い場所または崖から離れた場所に移動」とする等、警戒レベル２から５の注意報、警報、危険警報、特別警報が発表された際の対応例のまとめを示しており、これらは名古屋地方気象台に相談した上で作成したものである。

実施日であった９月８日当日は、朝の時点で名古屋市内に警報・注意報の発令はされておらず、会場が天候に左右されない屋内施設である枇杷島スポーツセンターであったことからも、体育祭の開催判断には一定の合理性があったものと考えている。また、体育祭実施中の急速な気象条件の悪化による警戒レベル４大雨危険警報の発令にも、通知の対応例に沿って、生徒の安全を第一に考え、適切に対応したものと考えている。

なお、警戒レベル４大雨危険警報がレベル３大雨警報となった時点においても、庄内川警戒レベル５氾濫特別警報の発令が継続されていたため、当該会場が市の指定避難所となっていることから、生徒の安全を考慮し会場内で宿泊させたことについては、生徒の安全確保を最優先に考えた適切な措置であったものと考えている。

請願第10号　公務内の不適切な行為をした職員（資料１）の場合は、「給与返還を求める」等ということを公表することを求める請願

纐纈教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（片山委員）

審査票を見ると、当該教員の行為は理解に苦しむものがあり、一定の処分を受けることはやむを得ないと思う。このような不適切な行為をした者に対して、一律に、その時間分の給与の返還を求めるというルールを定めることは難しい

のか。

（鈴木教職員課長）

地方公務員の給与は条例に基づいて支給されているため、勤務した事実がある以上は、給与は支給しなければならない。不適切な行為そのものについては、地方公務員法上の懲戒処分により、給与上も含めて、当該行為に対する懲罰を受けることとなる。懲戒処分に加えて、さらに給与返還を求める場合には、懲罰的意味合い以外の根拠が必要であると考える。

例えば、勤務時間中に「何時間も私的なことに従事した」「無断で職場を離脱した」「勤務実績を偽った」などのように、実質的に正規の勤務時間中に勤務していなかったものと認められる場合には、給与返還を求める余地はあるが、その判断に当たっては個々の事案について状況を精査する必要がある。

以上より、公務内の不適切な行為について、一律にその時間帯の給与返還を求めることをルール化することは困難であると考えている。

７　議案

第29号議案　令和９年度愛知県立高等学校生徒募集計画について

木全あいちの学び推進課長が、令和９年度愛知県立高等学校生徒募集計画について請議。

纐纈教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（田村委員）

多くの学校が学級数減の対象になっているが、なかには、昨年度に引き続き減らす学校、統廃合や学科再編、中高一貫等の改革に取り組んでいるが減らさざるを得ない学校、昨年度は増やしたが今回は減らす若しくは昨年度は減らしたが今回は増やす学校もある。中学３年生の進路のニーズを掴むことは難しいと思うが、より受験生に近い市町村教育委員会等と情報交換をしながら出した増減なのか。

（木全あいちの学び推進課長）

現実的に全ての市町村と話ができるわけではないが、小中学校長会の進路委員会の先生方からの聞き取りや、県教育委員会が実施する進学フェアの状況等を勘案し、中学生の進路希望をできる限り把握するよう努めている。

（田村委員）

中学生のニーズを探ることは大事であるが、経済活動とは違う。教育の普遍性を考えると、ニーズに寄り添えばよいという訳でもないと思う。中学生や保護者に、県立高校の魅力や価値を伝えていくことがとても大事である。そうしないと私立高校の進学希望者が増え、県立高校の学級数減が続いてしまう。しっかり力を入れて取り組んでいただきたい。

第30号議案　令和９年度愛知県立高等学校入学者募集について

鶴見高等学校教育課長が、令和９年度愛知県立高等学校入学者募集について請議。

纐纈教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第31号議案　令和９年度公立特別支援学校の学級編制基準について

伊藤特別支援教育課長が、令和９年度公立特別支援学校の学級編制基準について請議。

纐纈教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第32号議案　令和９年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について

伊藤特別支援教育課長が、令和９年度愛知県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者募集について請議。

纐纈教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

８　協議題

な　　し

９　教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項の規定により、纐纈教育長が内田委員を教育長職務代理者に指名した。

10　その他

な　　し

11　特記事項

（１）　纐纈教育長が今回の会議録署名人として片山委員を指名した。

（２）　請願第９号「2026年９月８日、当日「豪雨」に関する、瑞陵高校・学校行事遂行等の対応について、適切な判断かどうかの検証、検討を求める請願」及び請願第10号「公務内の不適切な行為をした職員（資料１）の場合は、「給与返還を求める」等ということを公表することを求める請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、纐纈教育長が前回会議録の承認後、５分以内に限り口頭陳述することを許可した。

（３）　１０月１７日付けで委員を退任する野杁委員から退任の挨拶があった。

（４）　傍聴人　２名